

足摺宇和海国立公園竜串ビジターセンター 利用規程

令和2年3月10日
中国四国地方環境事務所
四国事務所

足摺宇和海国立公園竜串ビジターセンターの利用については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 許可対象

- ①ビジターセンターの運営・活動に支障がないと認められるもの。
- ②国立公園周辺地域の自然資源の保全や活用に関する活動
- ③イベント、会議、研修会、講演会、展示会、地元行事
- ④原則として非営利活動。営利活動の場合には、純利益の一部を使用料として支払うこと。
- ⑤自然公園法及び他法令の許可が必要な場合には、それらの許可を得たもの。
- ⑥施設を破損又は汚損する恐れがない、又は損害保険等に参加することにより現状復旧を確約できること。
- ⑦政治的活動、宗教的活動及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある活動でないこと。

2. 利用料等

原則として無料。ただし、営利活動の場合有料で、利用料等は純利益の13.5%（利用料10%、サンゴ保全活動への寄付金3.5%）とする。

3. 利用時間

原則としてビジターセンター開館中とする。

4. 利用手続き

利用希望者は、ビジターセンターに事前連絡の上、利用1週間前までに、様式第1号の施設利用申請書を中国四国地方環境事務所土佐清水自然保護官宛に提出し、許可を得ること。